

電力小売り全面自由化 便乗商法に注意して

【事例】

「2016年4月に電力料金が自由化になる。その前に太陽光発電システムを設置し、電気を売電すれば儲かる」と電話があり、自宅で業者の説明を聞いた。設置料金は200万円ほどで、ローンを組むと月々1万円の支払いという。しかし、説明通りの売電金額が約束されているわけでもなく、年金暮らしの自分がローンを抱えることにも不安になった。

【ひとこと助言(対応方法など)】

- ・電力の小売り全面自由化を口実にして、太陽光発電システムや、プロパンガス、蓄電池等の勧誘が行われています。
- ・電力の契約は地域ごとの電力会社との契約でしたが、2016年4月からは小売り自由化により、多様な業種や業態の事業者の中から契約を選択できるようになり、今後さまざまな勧誘が行われることが予想されます。
- ・小売電気事業者は登録制です。登録事業者かどうか確認しましょう。
問合せ先: 経済産業省専用ダイヤル 0570-028-555
ホームページ <http://www.emsc.meti.go.jp/>「登録小売電気事業者一覧」
- ・電力小売り自由化に関しては、制度や条件などをしっかり情報収集し、よく理解しておくことが必要です。
- ・不安に思ったときは、お住まいの自治体の消費生活センター等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

問合せ先: 浅口市消費生活センター

TEL 0865-44-9035 FAX 0865-44-9477

相談日: 月～金(祝日、年末年始等を除く)

時間: 9時～12時、13時～16時

※相談員は水曜日不在です